

# 消費税インボイス制度 & 改正電子帳簿保存法セミナー

当セミナーでは令和5年10月から導入される、消費税のインボイス制度概要及び適格請求書発行事業者登録制度、適格請求書等の記載方法、インボイス制度の仕入控除の要件、インボイス制度導入後の税額計算等並びに改正電子帳簿保存法について下記のとおり開催致します。

## 《消費税インボイス制度》

消費税10%への引き上げにともなって、2023年10月1日（令和5年10月1日）よりインボイス制度が導入されることになりました。インボイス制度とは、仕入税額控除（課税売上から課税仕入に関する消費税を控除すること）を受けるための新たな改正です。導入後については、消費税を納める必要のある企業や個人事業主はもちろんのこと、免税事業者についても影響があると考えられます。

## 《電子帳簿保存法》

国税関係の書類を電子データの方法で保存するための要件を定めた「電子帳簿保存法」について大きな改正。今回の改正電子帳簿保存法は2021年3月31日に公布され、2022年1月1日（令和4年1月1日）に施行される予定です。

1. 日時 令和3年11月18日（木）午後2時～4時
2. 場所 宜野湾マリン支援センター
3. 講師 矢尾 直稔 税理士 （とよみ税理士法人はごろもオフィス）
4. 内容
  - ・消費税インボイス制度について
  - ・改正電子帳簿保存法について
5. 定員 30名 ※会場がコロナ対応になりますので事前申込をお願いします  
（定員に限りがあるので各事業所より1名の参加をお願いします）
6. 参加費 無料

※新型コロナウイルス感染状況により開催が中止になる場合がございます。

— — — — 相談申込書（切らずに申し込み下さい） — — — —

事業所名		参加者名	
所在地		連絡先	
e-mail		@	

お申し込みは、宜野湾市商工会  
Fax：(098) 897-9467 まで！！